

「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」改正のポイント

1. 週休2日制において、週休2日の「質の向上」の取組に対する評価の追加に関する改正

- (1) 週休2日の「質の向上」の基準として週休2日取得率を追加する【第2条(3)、第6条(2)ア、ウ、別紙3～5】
- (2) 週休2日の「質の向上」に取り組んだ場合に取組証を発行する【様式1】
- ※ なお、週休2日の「質の向上」に取り組んでいない週休2日制の取組証は、令和7年度以降に実施する総合評価落札方式競争入札の評価対象としない。

2. その他の改正

- (1) 「農林水産関係工事等成績評定要領」の改正により、週休2日の取組状況に関する評価項目が新設されることに伴い、条文を修正する【第6条(1)ア、(2)ア】
- (2) 令和6年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、請負者に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合に、工事成績評定において減点する【第6条(1)エ、(2)エ】
- (3) 週休2日の取組の達成に対する工事成績評定の評価方法を変更する【別紙5】